

鹿屋市コンパクトシティ推進住宅取得支援補助金交付要綱の一部を改正する  
要綱

鹿屋市コンパクトシティ推進住宅取得支援補助金交付要綱（令和5年鹿屋市告示第279号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「令和5年7月1日以後に専用住宅等を取得し、かつ、」を削る。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。